

## 「プライバシーマーク審査員補実務研修」のご案内

### 1. 概要

「プライバシーマーク審査員補実務研修（以下「本研修」といいます。）」は、プライバシーマーク審査員補に対し、プライバシーマークの実地研修を提供し、審査員資格取得を支援する一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」といいます。）の研修プログラムです。

一般財団法人日本データ通信協会（以下「当協会」といいます。）は、プライバシーマーク審査機関として、本研修を実施します。

### 2. 受講条件

次の条件をすべて満たす方とさせていただきます。

- (1) プライバシーマーク審査員補資格をお持ちの 62 歳までの方（JIPDEC に対し審査員補の登録を行い、フォローアップ研修を年 1 回受講していること）
- (2) プライバシーマーク制度に理解があり、この制度の推進に協力いただけること
- (3) 本研修・審査員業務ために、十分な時間を確保できること（週 2～3 日ほど）
- (4) 関東近辺の審査に問題なく対応できること
- (5) 研修終了後、当協会の審査員活動を 5 年以上できること
- (6) PC 関連のスキル（Word、EXCEL、パワーポイント）をお持ちのこと
- (7) JIS 要求事項や関係法令、情報処理関連の知識を含め、審査活動に必要な知識やスキル取得のため自己研鑽を継続できること
- (8) 申請事業者や他の審査員、事務局との良好なコミュニケーションが取れること
- (9) 論理的な思考ができ、問題点を明確に説明できること
- (10) 文章作成の経験があること

### 3. 研修内容

本研修は、「文書審査 OJT」と「現地審査 OJT」の 2 つのプログラムから構成されます。本研修では当協会に所属するプライバシーマーク審査員が指導者となります。

#### (1) 文書審査 OJT

「文書審査 OJT」は、本研修用に作成された会社の個人情報保護マネジメントシ

システム規定を査続し、文書審査業務の実施に必要な様式を作成し、文書審査結果の確認・指導を行うものです。合格した場合、現地審査 OJT に進みます。

- ・受講者は、少なくとも 5 回の課題を実施します。
- ・課題は、1 回の課題が修了するごとに、その実施に必要な教材とともに受講者に順次提示されます。
- ・課題ごとに、指導者が審査内容のチェックを行います。受講者は、教材として与えられた規程類等を基に文書審査様式を完成させて指導者に提出し、指導者から審査内容に関する指導を受けます。指導を経て必要な修正を実施し、指導者が受講者の理解が一定水準に達したことを判断するため面談を行い、合格の場合に一つの課題が終了となります。
- ・不合格の場合は、一定レベルに達するまで文書審査研修(最大 10 回)を延長するか、本研修を打切るかを総合的に判断します。
- ・なお、本研修開始後、6 か月以内に「文書審査 OJT」が修了しない場合は、本研修を打ち切ります。

## (2) 現地審査 OJT

「現地審査 OJT」は、プライバシーマークの現地審査に同行し、事前準備、打合せ、現地審査の実施、報告書の作成等までの実務を行うものです。4 回の現地審査が終了した段階で評価判定を行い、合格の場合、本研修が修了し、プライバシーマーク審査員への格上申請に進みます。

- ・受講者は 4 回の現地審査研修を受けます。また、これに先立ち現地審査見学を 1 回行います。(見学に参加した案件は合否判断の対象外です)
- ・課題は、当協会に申請されたプライバシーマーク審査の実案件です。現地審査の約 1 か月前に、同行する案件を通知します。
- ・事前準備を行います。審査対象事業者の規程類やホームページを参照し、現地審査にあたって確認すべき事項をまとめます。
- ・事前打合せを行います。指導者と打合せを行い、案件の課題、審査当日の担当などを確認します。
- ・現地審査を行います。受講者は現地審査に同行し、現地審査の一部を担当します。その後、所定の報告書を作成し、報告内容に関し指導を受けます。指導者が合格を判定すると、一つの課題が終了となり、次の課題へと進みます。
- ・4 回の課題が終了した段階で、全ての指導者の評価が合格点を満たすと「現地審査 OJT」は修了となります。
- ・「現地審査 OJT」が終了した後、受講者はプライバシーマーク審査員への格上げ

申請の手続きを行うことができます。

#### 4. 注意事項

- (1) 本研修は、「文書審査 OJT」と「現地審査 OJT」の双方をすべて修了することが必須です。とくに最低限4回の同行が必要となる「現地審査 OJT」は、審査に一日を確保していく必要があります。およそ1か月前までには予定をお知らせしますが、これらの審査に同行できることが受講の条件となります。
- (2) 受講者は、当協会が研修料を受領した日から8日以内に限り、書面を提出することによって研修契約を解除できるものとします。書面の提出を受けた当協会は受講者に対し、受領済みの研修料を受講者に返還するものとします。当協会が研修料を受領した日から8日が過ぎた日から研修料の返金はできません。
- (3) 以下のいずれかに該当する場合、本研修は打ち切りとなります。
  - ①本研修の進捗が芳しくない場合
  - ②成果や能力の向上が不十分な場合
  - ③事務局との間で30日以上連絡が取れない等、本研修継続に支障をきたす場合
  - ④審査員や事業者等からクレーム、受講者の違反行為があった場合
  - ⑤受講者より打ち切りの申し出があった場合

#### 5. 研修料

- (1) 研修料：10万円(税別)
- (2) 振込先：

三井住友銀行 巣鴨支店 (普) 7093056 <sup>(イチザイ)</sup> 一般財団法人 <sup>ニッポン データ ツウシン キョウカイ</sup> 日本データ通信協会

本研修は研修料の入金を確認次第、開始します。

#### 6. 研修のお申込み・お問合わせ先

〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2-11-2 ホウライ巣鴨ビル7階

一般財団法人日本データ通信協会

Pマーク審査部事務局

電話：03-5907-3809

電子メール：pminfo@dekyo.or.jp

以上